

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所	建設業許可番号
有限会社細谷建材	東茨城郡茨城町駒渡 1 2 5 1	0 2 - 0 1 8 0 3 8

注) 建設業許可番号「1-」は国土交通大臣許可、「2-」は茨城県知事許可、「3-」は他県知事許可を表す。「5-」は県外建設コンサルタントの有資格者番号を表す。

2. 指名停止措置期間

令和 5 年 1 月 16 日～令和 5 年 2 月 15 日（1 ヶ月）

3. 指名停止措置の適用範囲

茨城町が発注する工事等

4. 事実概要

(有)細谷建材及び同社の使用人は、ビル解体撤去工事において、令和 3 年 6 月 1 7 日、労働者の危険を防止するための措置を講じず、労働者が死亡する労働災害を発生させたとして、令和 4 年 9 月 8 日、労働安全衛生法違反等により水戸簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。

5. 指名停止理由

上記事実は、「茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領」（平成 2 9 年要領第 3 号）別表第 1 第 8 号イ及び別表第 2 第 1 5 号アに該当する。

〈指名停止等措置要領別表第 1 及び第 2〉

措 置 要 件	期 間
別表第 1（工事関係者事故） 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 ア（略） イ 工事関係者に死亡者を生じさせたとき ウ、エ（略）	当該認定をした日から 1 ヶ月
別表第 2（不正又は不誠実な行為） 1 5 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、次に掲げる不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。 ア 業務に関し、法令に違反したとき。 イ、ウ（略）	当該認定をした日から 1 ヶ月以上 9 ヶ月以内

問い合わせ先

茨城町総務部財政課

茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1080 番地

電話 0 2 9 - 2 9 7 - 5 0 0 5（ダイヤルイン）